

受付 番号	種目番号	委託担当	担当者名 富山	電話 671-2584
	一	連絡先 経済局 消費経済課 消費生活係		

設 計 書

1 委託名 悪質商法被害未然防止のための啓発動画制作業務委託2 履行場所 横浜市経済局消費経済課ほか3 履行期間
又は期限 期間 契約決定した日 から 令和8年1月23日 まで
期限 年 月 日 まで4 契約区分 確定契約 概算契約5 その他特約事項

_____6 現場説明 不要
要 (月 日 時 分 場所)7 委託概要
仕様書のとおり

8 部 分 払

□ する (回以内)

■ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 客 頁

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	形 状 寸 法 等	数 量	单 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 進行管理費		1	式			
2 動画制作 (悪質商法注意喚起)						
(1) プランニング費		1	式			打合せ・台本案含む
(2) 撮影費		1	式			スタジオ・機材費・進行含む
(3) ナレーション費		1	式			宅録
(4) 制作・編集費		1	式			校正 2 回・修正含む
3 動画制作 (点検商法編)						
(1) プランニング費		1	式			打合せ・台本案含む
(2) ナレーション費		1	式			宅録
(3) 制作・編集費		1	式			校正 2 回・修正含む
4 動画制作 (情報商材編)						
(1) プランニング費		1	式			打合せ・台本案含む
(2) ナレーション費		1	式			宅録
(3) 制作・編集費		1	式			校正 2 回・修正含む
5 サムネイル画像 制作費		12	種類			
6 納品作業費		1	式			
7 諸経費		1	式			
業務価格						
消費税及び地方消費税 相当額						
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

悪質商法被害未然防止のための啓発動画制作業務委託 特記仕様書

1 業務の目的

委託者である横浜市が市民向けの啓発に使用できるよう、悪質商法被害の未然防止及び被害拡大防止を呼び掛けるとともに、横浜市消費生活総合センターの相談窓口を案内する動画を制作することを目的とする。

2 制作する動画の概要

(1) 主な内容

タレントを起用した悪質商法への注意を促す動画を2本、アニメーションによる、被害の多い具体的なトラブルの未然防止及び被害拡大防止を啓発する動画を4本、合計6本の動画を制作する。それぞれ内容を変えず、横（16：9）と縦（9：16）の2パターン制作し、最終的な成果物は合計12本とする。インパクトのある動画により、悪質商法の事例やトラブルの回避方法、被害に遭ってしまった場合の相談先である横浜市消費生活総合センターを周知する。

(2) 視聴対象者

横浜市民（年代、性別等を限定せず幅広い層に訴求できるものとする。）

(3) 活用方法（予定）

ウェブ広告、交通広告（電車、バス、駅構内等）、区役所等の施設内サイネージ、イベントにて、横浜市が定める期間放映する。

(4) 形式等

啓発内容	表現方法	尺
悪質商法注意喚起	タレント出演	15秒
悪質商法注意喚起	タレント出演	30秒程度
点検商法編	アニメーション	15秒
点検商法編	アニメーション	30秒程度
情報商材編	アニメーション	15秒
情報商材編	アニメーション	30秒程度

※それぞれ横（16：9）、縦（9：16）双方、計12本を制作

※アニメーション動画に使用するキャラクターは横浜市消費生活総合センターキャラクター「はまのタスケ」とし、キャラクター使用にかかる調整、データ提供等は委託者が行う。

※アニメーション動画のテーマ（点検商法、情報商材）は、委託者と受託者の打合せの上、より効果的な別のテーマ（他の悪質商法の手法等）がある場合は、変更を可能とする。

(5) 動画視聴により期待する効果

視聴者自身の被害防止及び被害拡大防止、視聴者の身近にいる高齢者等の被害に遭いやすい人々の見守りの啓発を目的とする。自分がトラブルに遭わないよう気をつけるようになるだけでなく、身近にいる高齢者等の被害に遭いやすい方の見守りのきっかけになることを期待する。

3 業務内容

(1) 進行管理・日程調整

受託者は、【別紙】制作スケジュールに基づき業務工程表を作成し、委託者の承認を受けること。また、撮影をはじめ調整が必要な日程については、限られた候補日の中で柔軟に対応ができるよう体制を構築すること。

(2) 企画・プランニング

委託者が契約後に提供する資料（消費生活相談の傾向、悪質商法の事例、その他動画に盛り込むべき内容等）を参考に、受託者が企画案（絵コンテ、台本案等）を作成する。なお、作成過程において複数回委託者と業務打合せを行い（業務開始時と企画案説明時は必須、その他は必要に応じて都度実施する。）、双方齟齬のないよう効率的に進めること。また、作成する企画案は次の条件を満たしたものとすること。

【各動画に求める条件】

- ・動画ならではの表現で、悪質商法被害の未然防止及び被害拡大防止、周囲の被害に遭いやすい人に対する見守りについて効果的に啓発する内容であること。
- ・動画出演者や使用キャラクターの特性も踏まえ、印象的なコピー・テロップ、背景グラフィック、効果音、音楽等を有効に使用することで、短時間の視聴で幅広い層に訴求できる魅力ある内容であるとともに、SNS等のウェブ広告との親和性を考慮したものであること。
- ・サイネージ等無音声での放映でも内容が伝わるものであること。
- ・色覚バリアフリーや読みやすいフォントの使用等、ユニバーサルデザインに配慮したものであること。
- ・動画の解像度はフルHD（1920px×1080px）とし、横（16:9）・縦（9:16）の判型、再生する端末（スマートフォン、パソコン、テレビ、各種サイネージ等）の特性に関わらず見やすく訴求効果のあるものであること。

(3) 撮影（悪質商法注意喚起動画のみ）

受託者は、撮影場所となるスタジオの手配を行う。出演タレントとの出演交渉・調整は委託者が行う。出演に係る出演料・交通費等の支払いについてもすべて委託者が行い、出演タレントの手配に係る受託者の費用負担は発生しない。

受託者は、委託者・受託者・出演タレントの三者で調整の上決定した日程において、必要な機材及び人員を手配・運搬し、撮影を行う。また、撮影中の進行・指示等については事前に委託者と段取りを打合せの上、受託者が行うこと。

(4) 声優の調整・ナレーションの収録

受託者は、動画構成が固まり次第すみやかに動画制作に必要な声優の人選（声優の人数、性別等の組み合わせは作成した動画構成に基づき効果的な啓発動画を作成可能なものとする。）を行い、委託者に声のサンプルデータを提出する。サンプルの内容については指定せず、今回のオーディションのためのサンプル新規録音は必須としない。1キャラクター毎の声優の案は2パターン以上とし、サンプル確認の上、委託者が最終決定する。

ナレーションの収録についてはスタジオ集合形式ではなく、声優が個別に録音したデータを送付してもらい、チェックする形式で行う。

声優の手配及び収録に係る各種調整及び必要な費用負担については受託者が行うこと。

(5) 動画編集・サムネイル画像制作

撮影した映像の加工・編集、アニメーションの制作、音楽やナレーション音声、テロップ、字幕の付加等の編集作業を行い、効果的な啓発動画となるように映像を制作する。演出上必要と考えられる素材（アニメーション動画のキャラクター「はまのタスケ」を除く。）は、すべて受託者が用意すること。素材については、原則としてオリジナル又はフリー素材を使用し、著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が調整・手続を行うこと。

各動画について、完成までに委託者による校正・内容確認を委託者が指定するタイミングで受け、修正の機会を設けること。校正回数は原則2回とする。なお、内容により本市広報担当

部署による確認を行うため、確認用のデータは余裕を持ったスケジュールで提出すること。
各動画の完成後、動画本数分のサムネイル画像を作成する。

4 成果物に係る著作権等

- (1) 受託者は、業務の履行に当たって、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害してはならない。万が一、成果物に係る著作権等について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを本市に報告し、委託期間終了後であっても受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (2) 受託者は、業務の完了後、成果物を本市に提出し、本市による検査に合格した日をもって、成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を市に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (3) 委託者は、本委託で制作した動画を期間の定めなく市内各施設、交通広告等の各種広告媒体、SNS等の各種ウェブ広告媒体、横浜市ウェブサイト、各種イベント会場等で自由に利用できるものとする。ただし、悪質商法注意喚起動画における出演タレントとの利用期間調整については委託者が行う。

5 納品

(1) 納品形式・数量

本委託の最終成果物として、次のものを提出すること。なお、作成したDVDは、委託者が指定するタイトル及びチャプターごとの題目をレーベルに印刷し、1枚用の透明又は半透明のプラスチックケースに収納して納品すること。また、納品するすべてのデータについてコピーガード等は付けずに複製が可能なものとすること。

ア 動画及びサムネイル画像データ 1部

MP4及びWMV9形式で書き出した動画データ及びPNG形式サムネイル画像データをSDカードに書き込むこと。

イ DVDマスターディスク 1枚

DVD-video形式で書き出したデータをDVDディスク（家庭用DVDプレーヤーでの再生が可能なディスク）に書き込むこと。

ウ DVDマスターディスクのコピー 1枚

エ 委託完了届出書 1部

(2) 納品場所・期限

ア 上記(1)のア

場所：経済局消費経済課

期限：【別紙】制作スケジュールに記載のとおり

イ 上記(1)のイ～エ

場所：経済局消費経済課

期限：令和8年1月23日（金）

※このほか、校正データ等の途中成果物の提出は制作工程の各段階において委託者が定める期限までに行うこと（詳細は【別紙】制作スケジュール参照）。

6 留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行に關し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにするとともに、すべての工程における業務の進行管理（各作業の進捗状況の把握、横浜市への状況報告等）を徹底すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報を第三者へ漏洩してはならない。なお、当該守秘義務については、委託期間終了後においても継続するものとする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めの無い事項については、別途協議の

上、決定する。
(4) 契約の履行にあたっては、委託契約約款を遵守すること。

■悪質商法未然防止のための啓発動画制作業務委託 制作スケジュール

月	旬	全体	悪質商法注意喚起動画	点検商法編・情報商材編
8	下旬	■契約締結 ■全体打合せ・顔合わせ	■業務打合せ：動画構成案について (必要に応じて複数回)	■業務打合せ：動画構成案について (必要に応じて複数回)
9	上旬		プランニング 動画構成案・台本案作成 撮影調整・準備	プランニング 動画構成案・台本案作成
9	中旬		■業務打合せ：撮影当日の流れ等	声優選定作業 (動画構成案等の進捗に合わせて)
9	下旬		■撮影（出演者との調整により日程確定）	
10	上旬		動画編集作業	アニメーション制作・編集 (仮ナレ)
10	中旬	進行管理 (契約期間を通して随時進捗報告・確認)	校正・確認・修正 (原則2回)	校正・確認・修正 (原則2回)
10	下旬			音声サンプル確認
11	上旬			ナレーション収録
11	中旬		■校了・完成動画データ提出 期限：令和7年11月21日（金）	■仮ナレ校了 ナレーション入動画確認・修正 (必要に応じて)
11	下旬			
12	上旬		■サムネイル画像作成・提出 期限：令和7年12月10日（水）	■校了・完成動画データ提出 期限：令和7年12月10日（水）
12	中旬			■サムネイル画像作成・提出 期限：令和7年12月22日（月）
12	下旬			
1	上旬			各広告媒体での放映開始（予定）
1	中旬	■DVDマスターディスク等提出		
1	下旬	■完了検査		

※各動画の完成データ、サムネイル画像の提出、DVDマスターディスクの納品時期は原則上記のとおり（早まる場合を除く）とし、その他の工程については、状況により適宜変更できるものとする。

※出演者との調整等の理由により変更が発生する場合は、随時双方協議し了解の上、変更後のスケジュールを共有するものとする。